

(仮称) 西予梶原風力発電事業及び  
(仮称) 高知県国見山周辺における風力発電事業  
に係る環境影響評価手続について

1 これまでの手続について

【配慮書手続き】

(西予梶原風力発電事業)

平成 30 年 2 月 5 日 計画段階配慮書 (以下、配慮書という。) 收受

平成 30 年 4 月 11 日 配慮書に対する知事意見提出

(高知県国見山周辺における風力発電事業)

平成 31 年 1 月 8 日 配慮書收受

平成 31 年 3 月 11 日 配慮書に対する知事意見提出

【方法書手続き】

(西予梶原風力発電事業及び高知県国見山周辺における風力発電事業)

令和元年 6 月 25 日 環境影響評価方法書 (以下、方法書という。) 收受

令和元年 6 月 25 日 方法書の縦覧

～ 7 月 25 日

令和元年 6 月 25 日 意見募集期間

～ 8 月 8 日

令和元年 7 月 26 日 高知県庁内へ意見照会

～ 8 月 16 日

令和元年 9 月 27 日 環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解收受

令和元年 10 月 2 日 梶原町、南国市、香美市、土佐町、本山町、大豊町へ意見照会

～ 10 月 18 日

令和元年 10 月 1 日 高知県環境影響評価技術審査会へ諮問

令和元年 11 月 11 日 高知県環境影響評価技術審査会開催

2 今後の手続きについて

10 月上旬 審査会での意見を集約

10 月下旬 審査会より方法書審査の結果の答申

令和元年 12 月 25 日 知事意見提出締切 (意見概要書收受後 90 日以内)